

【テーマ】 支配介入

【事件の概要】 団体交渉が長引いて賞与の支給が遅れていたため、会社は、「従業員のみなさんへ」と題し、支給の遅れを説明するため、闘争的で頑迷な組合執行部の姿勢ゆえに支給率について妥結できず賞与支給が遅れている旨の文書を従業員全員に配布した。組合は、当該文書配布は、組合の弱体化を狙った支配介入に該当するとして、労働委員会に不当労働行為の救済を申し立てた。

【労働委員会の判断】 会社が配布した文書は、組合員を含む全従業員に配布したものであること、組合執行部の正当な組合活動を非難する内容であることなどから、組合の組織を弱体化させ、その運営に悪影響を及ぼすものであり、労働組合法第7条第3号に該当するとして、会社に対し、組合を威嚇・誹謗中傷する文書の配布を行わないこと等を命じる救済命令を発した。

【解説】

- 不当労働行為救済制度は、憲法で保障された団結権等の実効性を確保するため、労働組合法（以下「労組法」という。）が設けている制度です（労組法第7条）。
「支配介入」は不当労働行為の一つであり、使用者が、労働組合の結成若しくは運営を支配し、若しくはこれに介入することを禁止しています。
- 支配介入の不当労働行為には多種多様なものがあります。例えば、組合結成の妨害、組合役員選挙への介入、組合分裂工作、組合脱退の慫慂（しょうよう）、組合に関する情報収集（集会の監視、組合役員の尾行、組合加入・活動状況の調査等）などは、当然に支配介入に当たると解されています。
また、会社施設を利用して行う組合活動の阻止や便宜供与（組合事務所・掲示板の貸与等）の中止等も、会社に組合抑圧の意図が認められ、その有する施設管理権を濫用していると認められる事情がある場合には支配介入であると判断されます。
- 本件で問題となった、反組合的言論も支配介入に当たる場合があります。確かに使用者には言論の自由（憲法第21条）が認められていますが、その自由も無制限ではなく、労働者の団結権等の保障（憲法第28条）とのバランスがとれたものでなければなりませんと解されています。
- 判例では、「組合に対する使用者の言論が不当労働行為に該当するかどうかは、言論の内容、発表の手段・方法、発表の時期、発表者の地位・身分、言論発表の与える影響などを総合して判断し、当該言論が組合員に対し威嚇的效果を与え、組合の組織・運営に影響を及ぼす」か否かで判断するとされています。（プリマハム事件 最高裁昭和57年9月10日判決）。

【ポイント】

- 労組法は、使用者が労働組合の結成若しくは運営を支配すること、若しくはこれに介入することを不当労働行為として禁止しています。
- 支配介入の不当労働行為には多種多様なものがあります。会社のある行為が、組合活動を萎縮させ、抑圧させる意図に基づいて行われたものと認められる場合、支配介入の不当労働行為に該当すると判断されます。